

令和6年度さいたま市産業創造財団副業人材マッチング支援業務要求水準書

1. 件名 令和6年度さいたま市産業創造財団副業人材マッチング支援業務

2. 目的

本業務は、市内企業が抱える多様な経営課題及び深刻化する人材不足に対応すべく、高度な知識及び技術を有する民間企業に在籍する人材を活用し、各企業に兼業・副業人材を投入することで、その解決を支援することを目的とする。

3. 履行期間

契約の日から令和7年3月10日(月)まで

4. 業務委託費限度額(税込) 4,000,000円

5. 実施場所 さいたま市内外

6. 業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。内容については、その都度あらかじめさいたま市産業創造財団(以下「財団」という)と本業務受託者が協議を行った上で決定する。

7. 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。内容については、その都度あらかじめ財団と本業務受託者が協議を行った上で決定する。

(1) 周知活動

① セミナーの協力

財団が主催する市内企業向けの(仮称)兼業・副業人材活用促進セミナー等において、兼業・副業人材活用によるメリットや留意事項、好事例について説明をするなど、参加企業の獲得に向けて協力を行うこと。

【セミナー概要】

回数: 1回

協力内容: 講師派遣、セミナー広報

目的: 兼業・副業人材の活用に関する理解の促進

兼業・副業人材を活用した課題解決事例の共有

兼業・副業人材の受け入れのためのノウハウの提供

② 参加企業の募集

募集チラシ等の手段により、兼業・副業人材とのマッチングに参加する企業を募集すること。

募集に当たっては、財団と協議の上、本業務受託者が市内企業への周知や声掛けを行うこと。

マッチング数は10社をめざすものとし、それに向け必要な参加企業を確保すること。

(2) 参加企業との相談対応

① 個別相談対応の実施及び求人票作成の支援

参加企業に対してヒアリング等を実施し、企業の経営課題や今後取り組みたい事業・業務を把握した上で求める人物像の整理を行い、それを報告書にまとめて、財団及び参加企業に報告すること。

② 人物像を整理した結果、兼業・副業人材を活用することで経営課題の解決が見込まれるとともに、参加企業の活用意向がある場合には、兼業・副業人材の求人票の作成支援に加え、兼業・副業人材の選考基準等に関する助言等を行うなどの支援も行うこと。

(3) 人材募集

(2)で作成した求人票を用いながら効果的な人材募集を行うこと。

その他、兼業・副業人材の応募促進に向け、本業務の内容及び求人票、並びにさいたま市の魅力等の効果的なPRを実施すること。

(4) 採用に向けた支援

(3)により兼業・副業人材から申込があった場合、面談の実施に向けて必要な調整や助言等を行うこと。また、参加企業と兼業・副業人材とマッチングの合意がなされた場合は、参加企業と本業務受託者との間で委託契約締結等マッチングに向けた調整を行うこと。なお、契約締結後、プロジェクト実施期間を3か月以上確保できるよう努めること。

(5) 参加企業の手数料の委託料の充当

参加企業と本業務受託者との間で副業・兼業の形態で委託契約を締結した場合、本業務受託者は、参加企業が本業務受託者に支払う委託契約料の内、3か月間はその委託契約料の40%を本業務委託料から充当する。ただし、充当する額は参加企業に対し、最大240,000円までとする。

(6) フォローアップ

参加企業及び兼業・副業人材の双方にヒアリングを行い、兼業・副業人材活用における成果と課題及び就業に対する満足度を調査すること。

ヒアリングは2ヶ月に1回以上行うものとし、その都度財団に報告すること。

なお、マッチングに向けた支援を行った結果、採用に至らなかった企業については、その原因や対応策についての提案書を財団に提出すること。また、採用・不採用に関わらず、

参加企業と兼業・副業人材の間でフォロー・支援が必要な事象が発生した場合は、必要に応じて本業務受託者が調整等を行い、解決に向けて支援すること。

(7) ウェブサイトに兼業・副業人材活用事例を掲載するための協力

財団が運営するウェブサイトに、兼業・副業人材活用事例として掲載するため、兼業・副業人材及び参加企業の連絡先を財団に報告するなどの協力を行うこと。

8. 経費

(1) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、財団は、契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 広告費やウェブサイト利用料など兼業・副業人材の募集・採用に要した費用は契約金額から充当することとし、本業務受託者は企業に対して一切の費用の負担を求めない。

ただし、サービス利用料等が業務委託契約内等に含まれる場合は、サービス利用料等に相当する額を算出し、相当分において委託金額を充当すること。

(3) 兼業・副業人材が行った業務に対して支給される給与・報酬等については、参加企業と本業務受託者の双方合意によって定められた額を参加企業が負担するものとする。

9. 納品

(1) 納品場所

さいたま市産業創造財団

(2) 納品期限

2025年(令和7年)3月10日(月)

(3) 納入物

① 本業務の実施内容及び成果、課題等を取りまとめた業務実施報告書

② 兼業・副業人材活用に当たり、抽出された課題に対する改善策提案書

③ その他、財団が指示する資料等

※ ①及び②については、電子データで提出すること。電子データは、MicrosoftOfficeで処理できるファイル形式で記録すること。

10. 業務体制

(1) 本業務を円滑に進めるため、本業務受託者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

(2) 必ず責任者を置くこと。

11 その他

(1) 本業務受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)の運営上取り扱う個人情報、契

約書に定める事項、個人情報保護法を始めとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (2) 本業務受託者は、財団が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 本業務により得られた成果は、財団に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、財団と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、保険の加入等必要な手続を取ること。
- (6) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに財団と協議すること。
- (7) 本業務を実施する上で財団又は本業務受託者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、財団の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (8) (1)から(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。